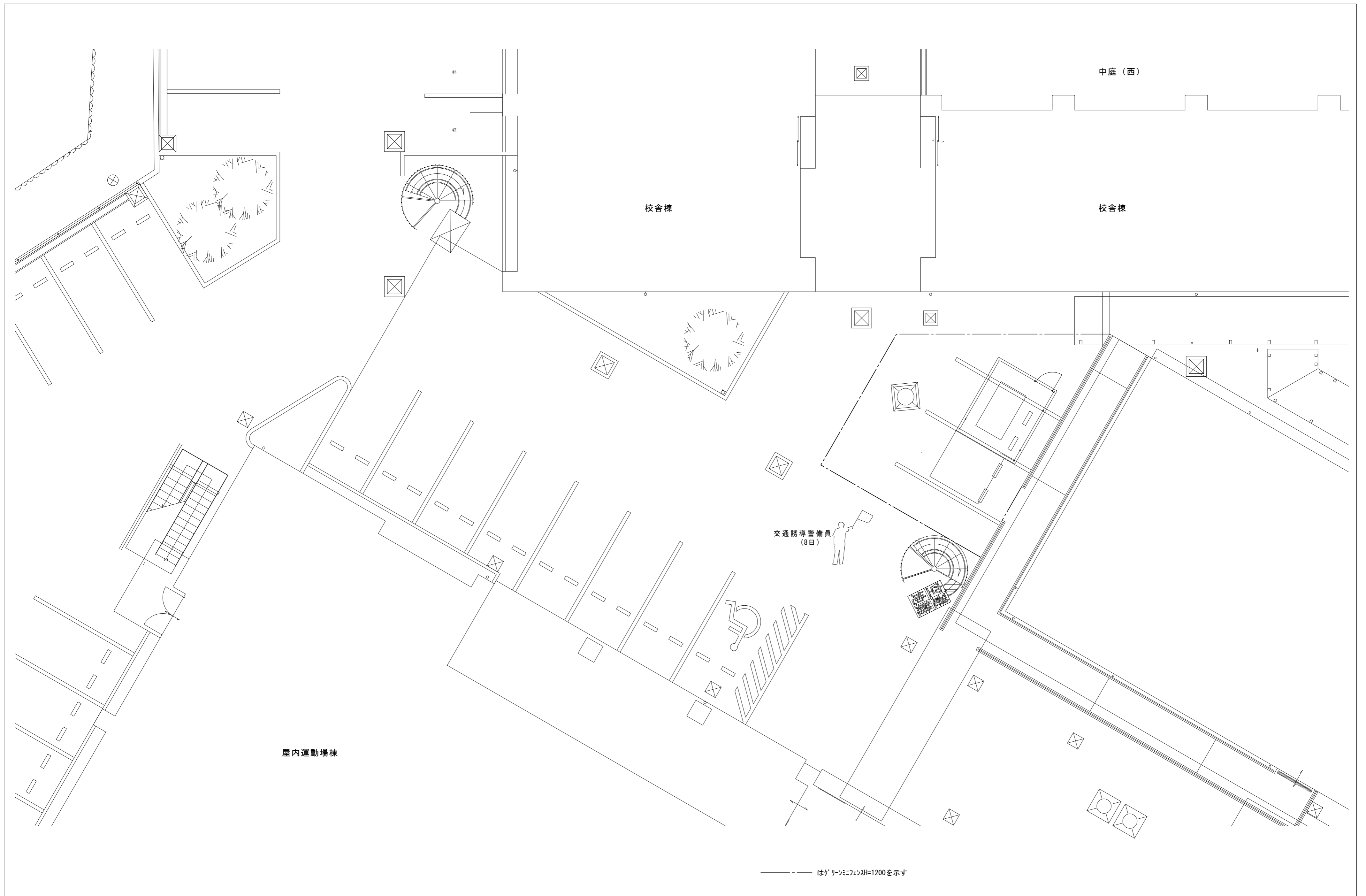
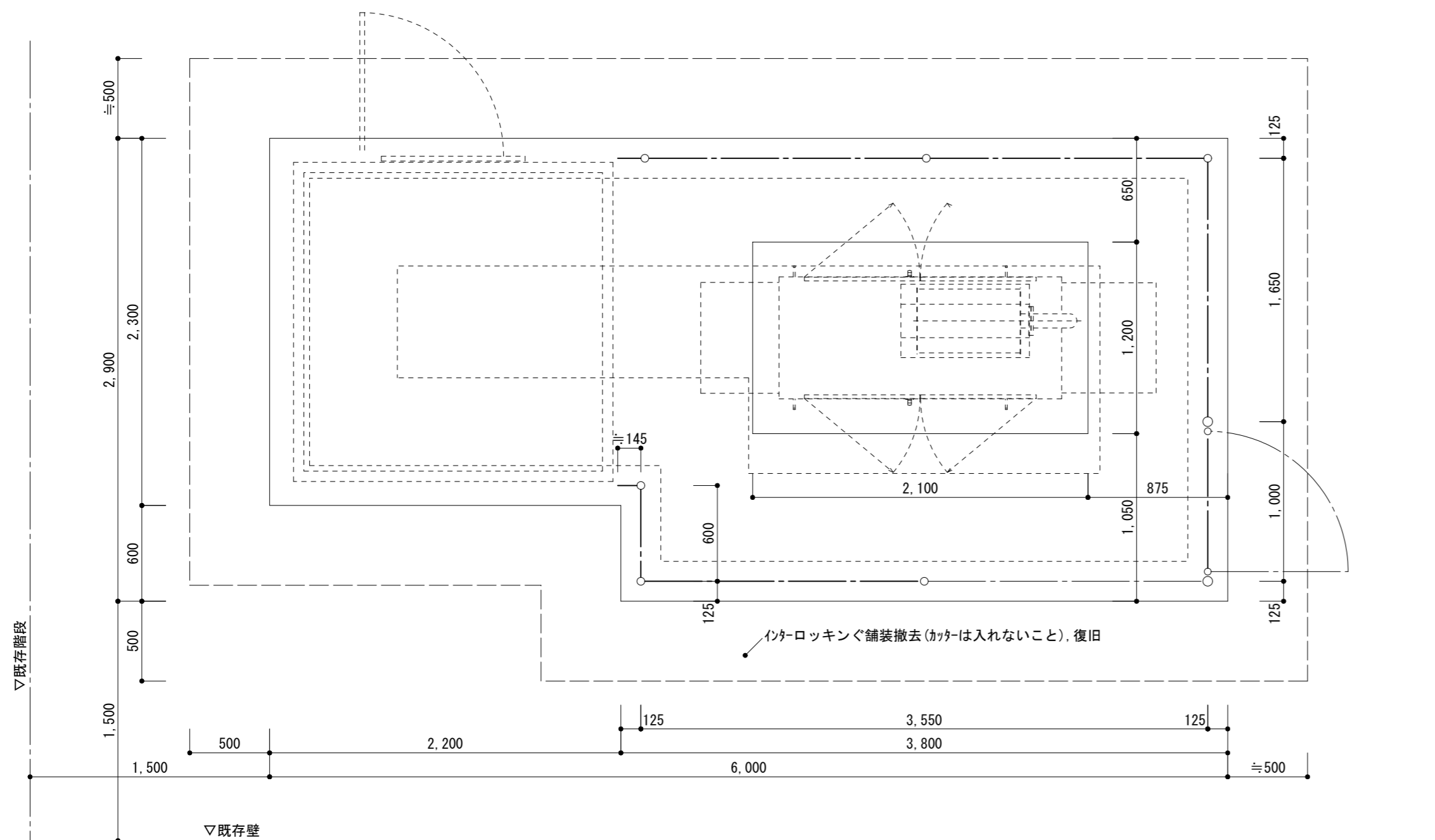


建築物 仕様書		章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																
1章 一般 共通 事項	章	項 目	特 記 事 項		3章 躯体 工事 (3) (鉄筋 工事)	1. 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295A SD345</td> <td>D16以下 D19以上</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状：100×100</td> <td>径：φ6</td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A SD345	D16以下 D19以上	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—		JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状：100×100	径：φ6
	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																			
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A SD345	D16以下 D19以上																				
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—																					
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状：100×100	径：φ6																				
1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改修仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生体の安全面、工程については、施設管理者と協議の上、決定すること。</li> <li>・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</li> </ul> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、8日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が〔義務付けられている・〔義務付けられていない〕〕。</li> <li>・警備員は、延8人(昼8人)を見込んでいる。</li> <li>・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</li> <li>・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</li> <li>・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</li> <li>・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</li> </ul>	4. 打継ぎの位置 ひび割れ誘発目地 打継ぎ目地	◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3〔目地寸法〕(1)(ア)による。																				
2章 改修 仮設 工事	章	項 目	特 記 事 項		4章 内装 改修 工事	5. レディミクストコンクリート 工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。																
	1. 一般事項	<p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。</p> <p>①労働安全衛生法に基づく構造規格</p> <p>②(社)仮設工業会の認定基準</p> <p>また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。</p> <p>届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。</p> <p>届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎内部足場(種類：脚立足場)</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲い(仕様：ゲリ-スミフエス、H=1.2m、L=24m)(図示)</p>	6. 型枠	◎型枠は、(県産木製型枠・〔合板〕・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。																			
3章 躯体 工事 (1) (土工 事)	章	項 目	特 記 事 項		3章 躯体 工事 (4) コン クリ ート 工事	4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。																
	1. 一般事項	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p>	5. 配筋検査	◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図〔1節-基礎及び基礎梁の配筋〕～〔7節-梁貫通孔その他配筋〕による。																			
3章 躯体 工事 (2) (地業 工事)	章	項 目	特 記 事 項		3章 躯体 工事 (4) コン クリ ート 工事	2. 足場等	◎設計基準強度																
	1. 根切り	<p>◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。</p> <p>◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p>	2. 天井点検口	◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。																			
3章 躯体 工事 (2) (地業 工事)	章	項 目	特 記 事 項		3章 躯体 工事 (4) コン クリ ート 工事	2. 排水	◎コンクリートの強度試験																
	1. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	<p>◎材料は、市場品とする。</p> <p>◎砂利及び砂地業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。</li> <li>・砂利は、〔切込砂利・切込砕石・再生クラッシュラン〕とする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>使用部位</th> <th>厚 さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td></td> <td>図示</td> <td>RC-30</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。</p> <p>◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm<sup>2</sup>)とし、厚さは 50 mmとする。</p>	種 別	使用部位		厚 さ	粒度範囲	再生クラッシュラン		図示	RC-30	2. 天井点検口	◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。										
種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲																				
再生クラッシュラン		図示	RC-30																				
(特 記)		徳島県教育委員会 施設整備課		●工事名	R 2 徳島視覚支援学校他 屋内運動場棟等空調設備設置工事電気	●図面番号	A-01	株式会社 A <sup>エーシー</sup> CE 設計															
				●図面名	建築物 特記仕様書	●縮 尺	NON (A2)、NON (A3)		〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2 Tel(088)632-1103(代) Fax(088)632-1198														

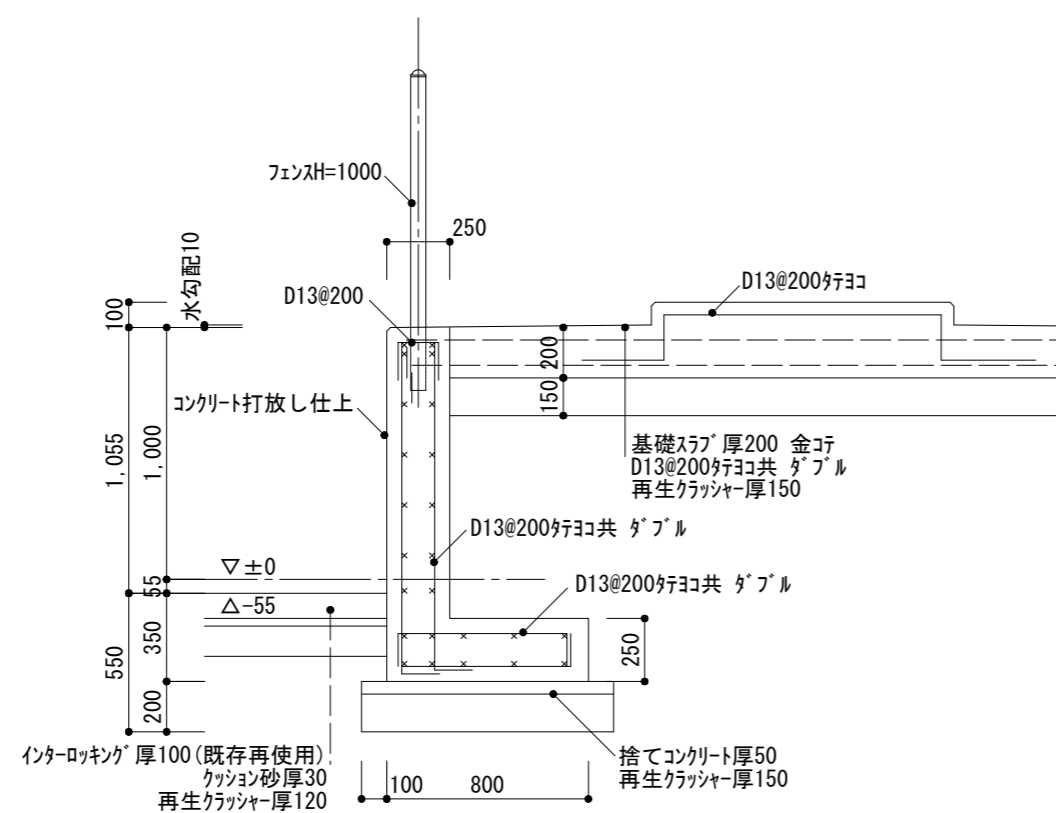


----- はグリッド間隔=1200を示す

(特記)	徳島県教育委員会 施設整備課	●工事名 R 2 徳島視覚支援学校他 屋内運動場棟等空調設備設置工事電気	●図面番号 A-02	株式会社 <b>A</b> エーシーイー 設計 〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2 Tel (088) 632-1103(代) Fax (088) 632-1198
		●図面名 仮囲い図	●縮尺 1/100 (A2), 1/141 (A3)	

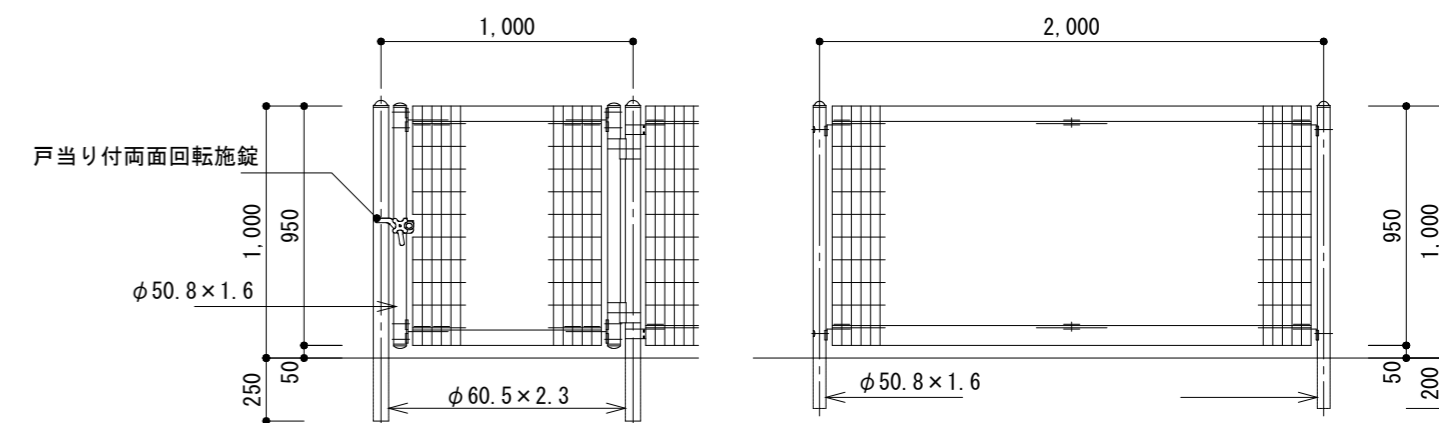


平面図詳細図

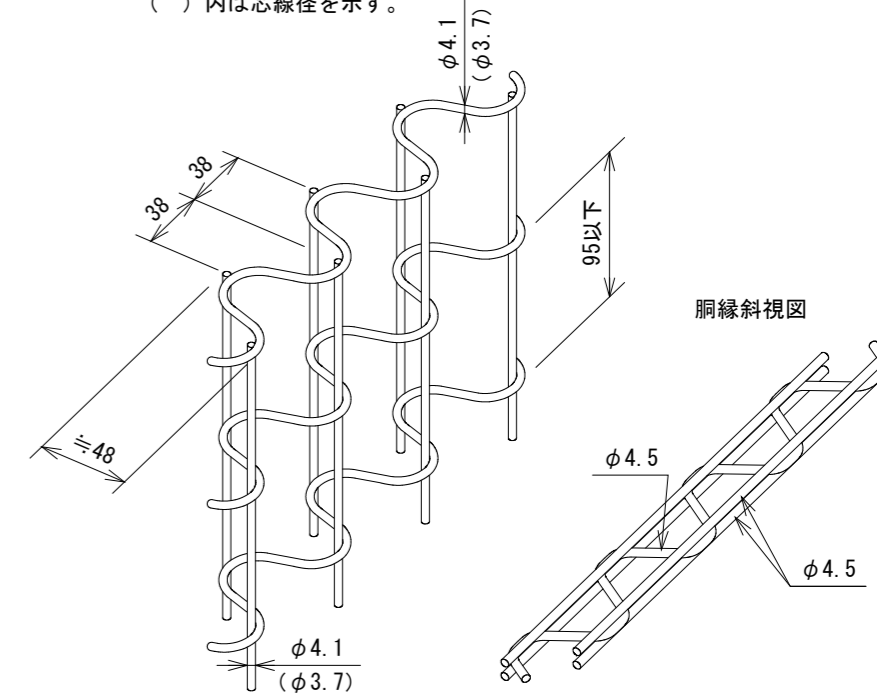


断面図詳細図

設計条件  
 設計荷重・・・昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力に依る。  
 基礎条件・・・長期許容地耐力 98 kN/m<sup>2</sup> (10 t/m<sup>2</sup>)  
 備考  
 1. 外装について  
 ・主柱、門柱、枠体 } 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上  
 ・パネル取付金具類 } ・・・高耐候性樹脂粉体塗装  
 ・ワイヤメッシュ } ・・・亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装  
 胴縁 } ・・・亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装  
 ・ボルト、ナット } ・・・溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理



パネル斜視図  
 ( ) 内は芯線径を示す。



(特記)

徳島県教育委員会 施設整備課

●工事名 R 2 徳島視覚支援学校他 屋内運動場棟等空調設備設置工事電気

●図面番号 A-03

株式会社 A エーシーイー CE 設計

●図面名 建築工事 発電機等基礎

●縮尺 1/30 (A2), 1/42 (A3)

〒770-0044 徳島市庄町1丁目6番地2  
 Tel (088) 632-1103 (代) Fax (088) 632-1198